

令和6年度諸謝金の支払い基準

茨城県結城看護専門学校

No	謝金名称	支給対象	基準単価	単 位	積算基礎等
1	一般講義	非常勤講師	5,100円	1単位時間	前年度同額とする。 県内看護師等養成所とのバランスを考慮 (参考：県立中央看護専門学校 4,700円)
2	特別講義（講演）	大学教官等（教授） （3時間を超える分）	12,000円 （10,000円）	1時間	前年度同額とする。 県内看護師等養成所とのバランスを考慮 (参考：県立中央看護専門学校 同額)
		大学教官等（准教授・講師等） （3時間を超える分）	11,000円 （9,000円）		
		公務員（茨城県職員）	支給しない	1時間	原則として、支給しない。ただし、県外自治体職員については、基準単価に基づき協議し、定めるものとする。
		公務員（県内市町村職員）	支給しない		
		公務員（県外自治体職員）	10,000円		
		民間企業・各種団体職員等	12,000円	1時間	前年度同額とする。 県内看護師等養成所とのバランスを考慮 (参考：県立中央看護専門学校 同額)
その他の職種（弁護士・医師等）	20,000円	前年度同額とする。 (参考：県立中央看護専門学校 その他の職種については50,000円以内で協議する)			

3	試験作成	学内テスト（本試験）	10,000円	100点	前年度同額とする。 県内看護師等養成所とのバランスを考慮 （参考：県立中央看護専門学校 学内本試験 9,000円，再試験 4,500円）
		学内テスト（再試験）	5,000円		
4	入試面接	入試面接官	10,000円	1時間	前年度同額とする。
5	学生相談	カウンセラー	6,000円	1時間	前年度同額とする。 県内看護師等養成所とのバランスを考慮 （参考：県立中央看護専門学校 6,000円）
6	実習指導 （演習含む）	実習指導者	1,600円	1時間	前年度同額とする。 県内看護師等養成所とのバランスを考慮 （参考：県立中央看護専門学校 助産学科 2,100円 看護学科 1,500円）
7	実習指導者合 同会議出席	実習指導者合同会議出席者	2,000円	1会議	前年度と同額とする。
8	校医	校医	50,000円	1年間	

※1 上記によりがたい場合はその都度協議し、定めるものとする。

※2 旅費の格付けは、茨城県旅費規程行政職6級相当とする。ただし、特別講義（講演）の講師の旅費については、同7級相当とする。

※3 特別講義（講演）は、原則として次のとおりとする。

①戴帽式記念講演 ②卒業記念講演 ③実習指導者研修会 ④財団研修会

※4 特別講義（講演）において、講義時間に30分の端数が生じた場合は、基準単価の1/2（千円未満切り上げ）を加算し謝金額とする。